



2016年
10月10日
NO.408

九州旅客鉄道労働組合
福岡市博多区博多駅前2丁目3-23
TEL 092-472-7950(代)
URL http://www.jr-krwu.org
発行人/許斐元文 編集人/大久保浩

2016年度 労働協約を締結

次世代育成・介護支援など要求前進する

<2016年度労働協約改訂内容>

■ 勤務・賃金等の一部改正について

1 看護休暇の使用単位の見直し

・日勤(1種)勤務及び日勤(2種)勤務の勤務種別で勤務する者については、半日単位での使用を可能とする。ただし、代替要員の措置を必要とせず、かつ、会社が業務上支障がないと認めるときに限り使用することができるものとする。

また、指定した勤務の始業時刻以後原則として4時間以内又は終業時刻以前原則として4時間以内のいずれかを単位として与えるものとし、勤務の間には与えない。なお、半日単位で使用した場合は、2回をもって1日の看護休暇とみなして取り扱う。

・平成28年10月1日から実施

2 介護休職の分割取得

・同一の要介護状態にある対象家族を介護するための介護休職は、同一の対象家族については通算365日を限度として、3回まで取得できることとする。

・平成28年10月1日から実施

3 介護休暇Aの取得期間の延長

・介護休暇Aについて、同一の対象家族につき休暇期間の始期から3年を限度とする連続した期間内において取得できることとする。

・平成28年10月1日から実施

4 介護休暇Bの使用単位の見直し

・日勤(1種)勤務及び日勤(2種)勤務の勤務種別で勤務する者については、半日単位での使用を可能とする。ただし、代替要員の措置を必要とせず、かつ、会社が業務上支障がないと認めるときに限り使用することができるものとする。

また、指定した勤務の始業時刻以後原則として4時間以内又は終業時刻以前原則として4時間以内のいずれかを単位として与えるものとし、勤務の間には与えない。

なお、半日単位で使用した場合は、2回をもって1日の介護休暇Bとみなして取り扱う。

・平成28年10月1日から実施

5 要介護状態にある対象家族を介護する者の所定時間外労働等の免除

・要介護状態にある対象家族を介護する者が申し出た場合は、所定時間外の勤務又は公休日、特別休日及び調整休日等における臨時勤務を免除する。

・平成28年10月1日から実施

6 要介護状態にある対象家族を介護する者の始業時刻の変更

・要介護状態にある対象家族を介護し、かつ、日勤(1種)勤務又は日勤(2種)勤務の勤務種別で勤務する者が申し出た場合は、始業時刻の変更に伴い代替要員が必要となる場合及び事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1日につき1時間を限度として、始業時刻の変更を認める。

なお、始業時刻を変更する期間は、始業時刻の変更を開始した日から3年を経過する日までを限度とする期間内において、1回の申出につき、1日以上6箇月以内の期間とする。

・平成28年10月1日から実施

7 日直・宿直手当の増額

日直手当及び宿直手当の支払額を、次に定めるとおりとする。

区分	職名等	日直指定時間	1回当り支払額
日直当	医師	5時間を超える場合	14,100円
		5時間以内の場合	9,400円
	薬剤長 副薬剤長 薬剤師	5時間を超える場合	9,200円
		5時間以内の場合	6,200円
その他	5時間を超える場合	9,000円	
	5時間以内の場合	6,000円	

区分	職名等	日直指定時間	1回当り支払額
宿直当	医師	8時間を超える場合	14,100円
		8時間以内の場合	9,400円
	薬剤長 副薬剤長 薬剤師	8時間を超える場合	9,200円
		8時間以内の場合	6,200円
その他	8時間を超える場合	9,000円	
	8時間以内の場合	6,000円	

・平成28年10月1日から実施

8 パートナー社員に対する緊急呼出手当

・パートナー社員についても、緊急呼出手当を支払う。なお、支払範囲及び支払額は、社員と同様とする。

・平成29年1月1日から実施

9 パートナー社員に対する出産祝金

・パートナー社員についても、出産祝金を支払う。

なお、支払額は10,000円とする。

・平成29年4月1日から実施

■ パートナー社員の雇用制度等の見直しについて

改正労働契約法の趣旨を踏まえ、パートナー社員の無期雇用転換制度を以下のとおり定めるとともに、制度実施に伴い、関連する労働条件を以下のとおりとする。

1 無期雇用転換制度

(1) パートナー社員(一般)
エキスパート・パートナー社員採用試験に合格したパートナー社員(一般)は、合格した年度の翌年度より、エキスパート・パートナー社員として期間の定めのない雇用契約を締結することとする。

(2) エキスパート・パートナー社員
期間の定めのない雇用契約を締結することとする。

(3) パートナー社員(医療)
パートナー社員(医療)のうち、引き続き雇用された期間が4年を超えた年度の翌年度以降も引き続き雇用を行う者については、契約更新時に、期間の定めのない雇用契約を締結することとする。

2 定年

パートナー社員の定年は60才とし、退職日は60才に達する日の属する月の末日とする。

3 パートナー社員の無給休暇の見直し

パートナー社員が私傷病により欠勤する場合の無給休暇は、1年を限度とする必要な期間とする。

4 実施時期

平成30年度から実施する。ただし、第1項については、平成30年度以降、新たに開始する雇用契約から実施する。

55歳以降の基本給支給率改善は対立

2016年度労働協約改訂要求は、各支部・地本の代表者を加えた「労働協約検討委員会」での答申内容に、第25回定期大会での発言等を付加し、7月25日に申第2号を、列車乗務員及び動力車乗務員勤務制度等

の一部改正に関する協定に對する要求として申3号を提出、8月3日の第1回団体交渉以降、断続的に交渉を積み上げてきた。さらに要求実現にむけ、重点項目を絞り込み、さらに拡大業務部長会議や代表者会議で

の意見を踏まえ、最重点項目として26項目を設定し粘り強く交渉を展開してきた。交渉では、多くの部分で「現行どおり」「新設する考えはない」「新設する考えはない」と対立し難航したが、粘り強く交渉をおこなった

結果、9月21日に会社から「勤務・賃金等の一部改正について」の9項目、及び「パートナー社員の雇用制度等の見直しについて」の4項目の提案を受け、持ち帰り中央執行委員会でも協議した結果、「最重点項目(26

項目)」とした多くの要求の改善が前進していないことから、提案内容は到底納得できるものではなく、団体交渉等で強く主張してきた株式市場に相応しい労働条件の向上策が示されなかったことは大変遺憾であるものの、介護支援制度の充実やパートナー社員に対する出産祝金の新設などが一定程度図られたことから、これ以上の要求前進は困難と

判断し、9月23日に妥結、調印した。なお、2016春闘時に会社から説明のあった55歳以降の基本給支給率の見直しについて、団体交渉で示された会社の考え方と組合の要求に乖離があったことから、引き続き会社との協議を継続していくこととする。

JR連合九州地協 第25回定期委員会

JRが果たすべき社会的役割と 自覚をもった運動の展開を



その後、常任委員会を代表し、許斐議長（JR九州労組中央執行委員長）は、冒頭「熊本地震」と「台風16号」による被災者にお見舞いを述べ、「安倍政権の暴走を止めるための参議院選挙であったが、改憲勢力に3分の2の議席を与えてしまった。結果を真摯に受け止め、まじめに働く者の声を国政に届ける仲間を一人でも多く作らなければならぬ」と所見を述べるとともに、①安全最優先の職場風土づくり②政治的政策課題の取り組み③2017春闘への取り組みの3点について、問題提起を行い「J

JR連合九州地協（JR九州労組、JR西労組福岡本部、JR九州バス労組）は、9月24日、福岡市で第25回定期委員会を開催した。委員会は、議長に井口委員（JR九州労組）を選出した。

R連合九州地協に結集する加盟単組が一丸となって、JRが果たすべき社会的役割と自覚を持って取り組んでいこう」と挨拶を行った。

氏名	単組名
議長 許斐 元文	JR九州労組
副議長 竹本 俊文	JR西労組
” 羽木 宏	貨物鉄産労
” 角当 智重	JR九州バス労組
事務局長 延時 勝敏	JR九州労組

年末手当要求書提出 (昨年と同月数) 3・0ヶ月を要求!!

本部は、9月21日に開いた第3回中央執行委員会にて「基準内賃金3・0か月分」とする2016年度の年末手当要求を決定し、同30日に会社へ申し入れた。

JRの安全・安定輸送をはじめとする業務に日々奮闘している組合員への報い、会社業績に対する配分や生活関連費の高騰や可処分所得の減少などを主な要求根拠とし、同時に、55才以上

の社員に対する加算措置や、嘱託再雇用社員及びパートナリ社員に対しても、社員に準じた支払月数とするよう求めた。今後交渉で協議していくこととなるが、組合員の力強い支援を要請する。支払日は12月9日を求めている。



2016年度レク活動日程決定

本部は、9月16日に「第1回レク担当者会議」を開き、2016年度のレクリエーション活動について、日程等を確認しました。

開催日程は、以下のとおりです。多くの皆様の参加をお待ちしています。

種 目	開催地区	開催予定日
ゴルフ大会	鹿児島	2016年11月13日(日)～11月14日(月)
バレーボール大会	福岡	2017年1月22日(日)～1月23日(月)
ボウリング大会	長崎	2017年2月11日(土)



水路の整備を行う参加者

地域とのパートナーシップを 地域活性化ボランティア

JR連合は、9月24日から25日にかけて、山梨県早川町で「地域活性化ボランティア活動」を実施し、全国から15名の仲間とともにJR九州労組からも2名が参加

除草作業や獣害除け柵の整備など、ボランティア活動に精を出した。山梨県南巨摩郡早川町は、福岡市とほぼ同面積の約370平方キロメートルのうち、山林が96%を占める急峻な山々に囲まれており、人口は2016年9月現在で1、135名。高齢化率が50%と過疎化が進んでいるが、町民をあげて、地域の人や自然という財産を活かした活性化に積極的に取り組んでいる。

このようなか、JR連合は、21世紀の鉄道の発展と地域の活性化に向けた政策提言である「地域とのパートナーシップ」と関連付けた地域活性化活動の一環として、2008年より早川町と連携した「地域活性化ボランティア活動」の取り組みを展開しており、今回で19回目を数える。

参加者達は、24日はあいにくの雨模様であったものの、二日間をかけて、台風の影響からか水路内に倒れた木の撤去や、未耕作地の除草、獣害防止柵に絡まった草木の伐採作業など、高齢化となって困難となった「力仕事」を重点的に行った。その後は、住民の方々の昼食を兼ねた交流会を行い、地域の悩みや活性化に向けた取り組みを共有することができた。

最後までのご支援を！ 衆院補欠、薩摩川内市議会推薦決定

本部は、中央執行委員会にて、10月に行われる衆議院議員補欠選挙と中間地方選挙について2名の推薦を決定した。

税制特例措置の継続など、労使で解決できない政策課題の実現や1強多弱と言われる現在の政治状況を何としても打破し、連合が提唱する「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ取り組むこととする。最後までのご支援を要請する。



衆院福岡6区

久留米市・大川市・小郡市・うきは市 三井郡大刀洗町・三潴郡大木町

新井ふみ子氏

【選挙日程】

- 告示 2016年10月11日
- 投開票 2016年10月23日



薩摩川内市議会

江畑 芳幸氏

【選挙日程】

- 告示 2016年10月16日
- 投開票 2016年10月23日